別記様式第１０号（第２２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 施設の長印　 |

行 政 財 産 使 用 許 可 申 請 書

年　　月　　日

府中市教育委員会　　　様

　申　請　者

住　所

電　話

　　次により財産を使用させてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用しようとする財産の表示 | 名　称 |
| 所　在 |
| 明　細 |
| 使用目的 |  |
| 理由 |  |
| 期間 | 　　　　　　年　　月　　　日から（　　 　時～ 　　　時）　　　　　　年　　月　　　日まで |

　　納付すべき使用料　　　円　　免除　減額

許 　可 　の 　条 　件

第１条　使用者は許可財産を転貸し、又はその使用権を担保に供し、若しくは譲渡してはならない。

第２条　使用者は許可財産の現状、使用の目的、又は使用の態様を変更してはならない。

第３条　許可財産の使用に伴うガス、電気、水道等の使用料、その他の必要経費は使用者の負担とする。

第４条　使用者が許可財産を荒廃させ、汚損し、若しくは損傷し、又は滅失したときは、すみやかに原状に復し、市の検査を受けなければならない。

２　使用者が前項の原状回復の義務を履行せず、又はその履行が不完全なときは、市がこれを施行し、その費用は使用者から徴収する。

第５条　次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがある。

　（１）許可財産を市が公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。

　（２）不正の手段をもって使用許可を受けたとき。

　（３）府中市財産管理規則（平成２８年府中市規則第９号）又は許可の条件に違反したとき。

　（４）使用料を指定期日までに納付しないとき。

　（５）正当な理由がないのに、市の指示に従わず又は拒んだとき。

２　使用者は前項の規定により、許可を取り消されたときは、すみやかに許可財産を返還しなければならない。

３　第１項の規定によって、許可を取り消された使用者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができない。

第６条　使用者は前条第２項の規定により返還する場合を除くほか、使用財産を返還しようとするときは、返還しようとする日の１週間前までに、財産返還書を市に提出しなければならない。ただし、許可財産の使用許可の期間が１月未満であるときはこの限りでない。

第７条　市は許可財産の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し必要な指示をし、又は市の職員に随時許可財産の使用状況を検査させることがある。

第８条　使用者は使用する前後は、使用施設の長に報告しなければならない。

※使用後は必ず掃除をしてください。